淡路市	兵庫県淡路市大字釜口の一部
猪名川町	兵庫県川辺郡猪名川町大字笹尾、清水及び清水東の各一部
〃	兵庫県川辺郡猪名川町大字西畑及び島の各一部
神河町	兵庫県神崎郡神河町大字長谷の一部
佐用町	兵庫県佐用郡佐用町大字佐用の一部
下秋里戦共同施行	兵庫県佐用郡佐用町大字下秋里の一部
下内膳土地改良区	兵庫県洲本市大字下内膳の一部
福岡県	福岡県柳川市吉富町、下宮永町、弥四郎町、矢留本町及び上宮永町の各一部
〃	福岡県大川市大字九網、津、小保及び一木の各一部
〃	福岡県行橋市大字沓尾、長井及び元永の各一部
〃	福岡県行橋市大字下崎の一部
〃	福岡県行橋市大字元永、馬場及び高瀬の各一部
〃	福岡県宮若市下及び小伏の各一部
〃	福岡県宮若市脇田、湯原、小伏及び乙野の各一部
〃	福岡県嘉麻市小野谷の一部
〃	福岡県嘉麻市桑野の一部
〃	福岡県嘉麻市千手の一部
〃	福岡県遠賀郡遠賀町大字別府及び上別府の各一部
〃	福岡県八女郡黒木町大字土窪の一部
〃	福岡県田川郡添田町大字桝田及び野田の各一部
〃	福岡県築上郡上毛町大字成恒の一部
〃	福岡県築上郡上毛町大字成恒、緒方、矢方、尻高及び安雲の各一部
行橋市	福岡県行橋市大字長井の一部
佐賀県	佐賀県佐賀市兵庫町大字若宮の一部
〃	佐賀県佐賀市兵庫町大字渕の一部
〃	佐賀県佐賀市富士町大字小副川の一部
〃	佐賀県佐賀市三瀬村大字杠の一部
〃	佐賀県唐津市（旧東松浦郡肥前町大字）納所の一部
〃	佐賀県鳥栖市轟木町及び幸津の各一部
〃	佐賀県東松浦郡玄海町大字有浦上の一部
〃	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村の一部
〃	佐賀県東松浦郡玄海町大字大薗の一部
〃	佐賀県東松浦郡玄海町大字大薗、浜野浦及び石田の各一部
唐津市	佐賀県唐津市厳木町天川の一部
多久市	佐賀県多久市多久町の一部
長崎県	長崎県佐世保市吉井町梶木場免及び直谷免の各一部
〃	長崎県佐世保市吉井町上吉田免の一部
〃	長崎県佐世保市吉井町下原免の一部
〃	長崎県平戸市田平町下亀免の一部
〃	長崎県北松浦郡江迎町乱橋免の一部
〃	長崎県北松浦郡佐々町石木場免及び角山免の各一部
〃	長崎県北松浦郡佐々町江里免の一部
〃	長崎県北松浦郡佐々町角山免の一部
〃	長崎県北松浦郡佐々町木場免の一部
〃	長崎県北松浦郡佐々町野寄免及び栗林免の各一部
雲仙市	長崎県雲仙市南串山町甲の一部
牧の地土地改良区	長崎県佐世保市皆瀬町及び牧の地町の各一部
熊本県	熊本県熊本市畠口町の一部
〃	熊本県菊池市木柑子、広瀬及び七城町亀尾の各一部
〃	熊本県荒尾市大字増永、一部、永野及び蔵満の各一部
〃	熊本県荒尾市大字菰屋及び高浜の各一部
〃	熊本県天草市天草町大江の一部
〃	熊本県玉名郡和水町板楠の一部
〃	熊本県玉名郡和水町岩、津田及び下津原の各一部
〃	熊本県球磨郡相良村柳瀬の一部
鹿児島県	鹿児島県肝属郡南大隅町大字佐多伊座敷の一部
〃	鹿児島県肝属郡南大隅町大字根占横別府の一部（ＫＡＭ大隅南部地区　第２換地区）
〃	鹿児島県肝属郡南大隅町大字根占横別府の一部（ＫＡＭ大隅南部地区　第３換地区）
〃	鹿児島県肝属郡肝付町大字新富の一部
〃	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字於斉の一部
〃	鹿児島県大島郡徳之島町大字南原の一部
〃	鹿児島県大島郡伊仙町大字喜念の一部
錦江町	鹿児島県肝属郡錦江町大字城元及び馬場の各一部

公　告

諮　事　項

工場財団

埼玉県本庄市銀座三丁目４番21号**本庄ガス株式会社**の工場財団に埼玉県本庄市銀座三丁目４番21号本庄ガス株式会社本社工場の工作物等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年４月 15 日

さいたま地方法務局本庄出張所

兵庫県西宮市西宮浜二丁目34番５**有限会社武庫川生コン**の工場財団に兵庫県西宮市西宮浜二丁目34番地５有限会社武庫川生コン本社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年４月 15 日

神戸地方法務局西宮支局

職員の休職処分

原子力発電検査課統括原子力保安検査官（女川担当）

経済産業技官　大友　　稔

人事院規則11―４第３条第１項第５号により休職にする

休職の期間は平成24年４月14日までとする

人事院規則９―13第１条第１号により休職期間中給与月額の100分の70を支給する

平成 23 年４月 15 日

原子力安全・保安院長　寺坂　信昭

鉱業法第 189 条の規定による公告

経済産業省公告第８号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消通知を送達することが出来ないので、鉱業法第189条の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

登録番号　佐賀県採掘権登録第1244号

鉱業権者　佐賀県唐津市相知町大字久保25番地23
相知鉱発株式会社

記

１　処分の内容　鉱業法第55条の規定による鉱業権の取消し

２　処分の日　平成23年３月２日

平成 23 年４月 15 日　　九州経済産業局長

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年４月 15 日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成23年３月31日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東翔　佐藤勇喜夫　秋田県横手市大雄字宮小路75―２　国土交通大臣（特―19）第17260号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）